

日程第 5．報告第 13 号 専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 宮城清政君 日程第 5．報告第 13 号 専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 13 号 専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告についてであります。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1．専決処分事項 北丘小学校校舎建設工事の請負契約金額の変更について。2．専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更決定に関する事項。

専決処分については、10 月 13 日に行っております。1．専決処分事項 北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更。（1）変更事項 変更前契約額 9,659 万 7,360 円、増額金額 292 万 4,640 円、変更後契約額 9,952 万 2,000 円。（2）契約の相手 住所 沖縄県嘉手納町字水釜 362-11、商号 大永建設工業株式会社、氏名 代表取締役 大城次男。2．変更した理由 平成 27 年度の 3 工区改造工事は当初 9 月工事完了予定で仮設校舎のリース期間を設定しておりました。しかし、7 月に補助金交付決定となり、その後の工事発注で大規模改造工事完了予定が 12 月末となったために、仮設校舎のリース期間の変更が生じたためであります。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、報告第 13 号の専決処分についての説明であります。添付しています図は、プレハブの平面図です。2 年、3 年、6 年の教室の改造でございますのでそこに付けております。全体配置図につきましては、運動場に設置した仮設プレハブ校舎でございます。それにつきましては、北丘小学校の大規模工事が平成 25 年から開始しておりますので、最終年度が平成 27 年度でございます。そして最終年度の第 3 工区の工事が、当初予定では 6 月から着工する計画でございました。その計画どおり、仮設校舎も当初期間で予定しておりましたが、工事の発注が 3 カ月遅れて工事に取りかかっておりますので、それに基づきましてその約 3 カ月間のプレハブリースをせざるを得なくなった、延長による金額の変更でございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから、ただいまの報告について質疑がありましたら質疑を許します。10 番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 当初9月に終わる予定だった工事が、補助金交付が7月になったために着工が遅れてその分、完了が遅れるという説明ですけれども、この補助金交付が遅れたのはなぜですか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えいたします。交付決定の当初、平成25年度ですか、こちらで契約した時点での予定としては6月ごろには交付決定がくるのではないかとということで、6月から工事着工できると算定しておりました。実際、蓋を開けてみますと7月上旬でしたか交付決定となり、その後に工事発注、契約の議会承認等を得るということで9月30日に承認だったと思います。その期間ずれてしまったことで、9月完了予定が12月末工事完了になっているということであります。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時04分）

○議長 宮城清政君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 平成25年度では6月を予定していたと、平成27年度では7月になったということで、その理由としては国の予算上ですか、そういう諸々で交付決定が遅れたのではないかと考えられると思います。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 国が遅れた理由までは分からないということのようですけれども、そのおかげで292万4,000円を南風原町が余分に負担することになったということです。この余分に負担する290万円は、まるまる南風原町の負担ですか、それともこれは補助されますか。改めて伺います。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 今の質問にお答えいたします。文部科学省では単価加算項目というものがありますのでこれの経費には算出できるということです。ただ、実際、補助金がどの額まで単価加算が上ってくるかは、その年度の国の予算全体でしか掴めないことがありまして、実際、補助金が算定されるかは今のところはっきり見えないということ

です。この単価補正が出てくるのは、毎年 2 月になりますので、その 2 月時点でどのようなになったか最終報告ができると思います。補助単価の加算には入ると聞いております。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 よく分からなかったのですけれども、平成 25 年の話が何度か出てきましたけれども、平成 25 年度の工事は 6 月に決定はしていたという説明なのですか。その補助金交付決定は 6 月にはされていたので平成 27 年度もそうなるだろうと思ってプレハブ仮設校舎を借りる契約をしていたけれども、その当てが外れたという説明なのですか。平成 25 年度というのはだいぶ前の話でね、これは 3 年計画のうちの 3 年目ですから、平成 25 年度のことはあまり関係ない話だと思うのです。平成 26 年度を理由に出すならまだ分かるけれども、このへんがよく分からない。国の交付決定というものは、たくさん事業をやっているわけですから分かると思うのですけれども、こちらが予定した時期とそんなにずれるものなのですか。最終 2 月まで待ってみなければ町の負担がどのぐらいになるか分からないという答弁だったのですけれども、こんなに言わば当てにできないような仕組みなのですか。お答えください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。今回のプレハブ契約月日が平成 25 年 12 月になりますので、工期が 12 月 20 日からということで、どうしても 3 年にまたがっているということがありまして説明としては平成 25 年度から説明をしております。補助金については、文部科学省が平米単価を算出しますが、その後、実施と補助単価の差がだいぶありますので、その分についてはまた全国のこの年度の予算範囲内で再度案分するということが加算されます。ということで、補助率は 3 分の 1 ですか、大規模改造となりますが、これを実施で割りますと実際は 3 分の 1 にいかないということがありまして、すぐ国庫補助負担と関連するというのは目に見えないということでもあります。

あと 1 点、平成 25 年度の 6 月交付決定であったかありますが、これについては交付決定の資料を持ってきておりませんのですぐにお答えできないのですが、ただ、他の土木などの事業としても 6 月ぐらいにはほとんど交付決定が来るということでそれを想定して平成 25 年度ではプレハブのリース期間を 12 月から平成 27 年の 9 月 30 日までに設定したということでもあります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では、私も質問します。この事業は、平成25年の債務負担行為で手続きを取っています。私は当初、15節の工事費ではなくて14節の使用料・賃借料ではないのかということで皆さんと議論しました。その議論のなかで、15節の工事費になると国の補助金がもらえると、そのほうがいいのだとありました。15節でやったものは、町の財産ではないのですか。企業のものなのか。私は、そういうのが出てくるから15節の工事費ではなくて、あくまでも期間でリースして仮設工事は終わるのだから、14節の使用料及び賃借料でやったほうが適当ではないかと議論しました。町の財産ではないのですか。工事は、15節の工事費でやっているはずですよ。どうなのでしょう。

それからもう 1 つ。大規模改造工事は、補助金の交付決定が来たのはいつなのかな。今度追加があったでしょう。補助金の交付決定がいつ来たのか。それと大規模改造ですから当然これは工事請負契約をやっています。工事請負契約の変更が必要です。その工事請負契約の変更はいつだったのか。その 2 点をまず教えてください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。今回のプレハブの仮設校舎リース契約については、平成25年12月に締結しているということで、3 年間の期間で債務負担行為等で契約しています。それで平成25年12月16日に契約をしております。平成27 年に変更契約をしており、変更契約の日付は10月13日ということで受けております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 私の質問に答えていませんね。大規模改造工事があったわけでしょう。これの補助金交付決定が 7 月に来て、それでその校舎の改造工事の請負契約の変更もしなくてはいけないのでしょうか。これはやらないでいいのですか。私が言ったのは、校舎の、大規模改造工事に対する補助金だからです。だったらその請負工事契約も変更がいつだったのですかと質問したのですが、あなたは平成25年どうのこうのと言うから 3 工区の話です。今、3 工区の話でしょう。確かにあなたが言うように、平成25年に9,600万円で済み債務負担行為の手続きを取っています。けれどもこれは 9 月までに終わるということでしたが、校舎の大規模改造工事の補助金が 7 月に来たと、それでリースもその工事をやるために延ばさなければいけないということなのでしょう。今言ったように、第 3 工区の校舎の交付決定が来たのはいつなのですかと先に私が質問したのはそういうことです。交付決定が来たら、業者と請負契約の変更をするわけでしょう。請負契約の変更をしたのはいつですか。この 2 つにお答えください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 先ほどの交付決定日については、7月16日となっています。第3工区は、平成27年度の改造工事については、9月定例会で9月30日に第3工区の請負契約ということで承認を得ていますので、その時点ではまだ発注していないということです。この交付決定を受けて工事発注を進めていくということでもあります。ですから、9月30日に承認を得て1日からということで、その分ずれているということでもあります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 正直言って、余計に分からないです。9月30日に議案として議会に出したならば、その以前に交付決定通知が来ているわけでしょう。歳入があって歳出を皆さんが組んで、それではじめて業者との契約というのができるわけでしょう。あなたの言っていることがどうも理解できない。いずれにしても、私が言いたいのは、手続きが遅れたのではないのか。国の補助金決定通知が来て、そしてこれも当然、皆さんが申請したあとに交付決定がくるわけですね。その財源でもって追加工事の発注ができるわけでしょう。それがなかったら追加工事もできないはずですよ。それを知っていて、9月にやっていると、そして正直言ったら7月28日にも臨時会がありました。9月の定例会もありました。私が言いたいのは、業者との請負契約の変更があります。その時に皆さん方はリースのことについても当然気付くべき。けれども、それに気付いていないためにその遅れがある。それはやはり手続き的に反省しなければならないのかと思います。先だって議員の研修があったそうですが、そのなかでも債務負担行為というのが好ましくないと、この報告というのは報告ですから議会の審議を経ないわけでしょう。そういった面で予算というのが当然議会での審議が必要です。報告だけで済ませるというのは、あまり好ましくないとされているので、われわれ議員の審議権、審議をする権限をやはり大事にして欲しいということです。どういう理由か分からないけれども、確かに今、教育委員会は4つの園舎の建築であるとかいろいろな事業を抱えていて、しかも教育委員会で建築設計の資格者は学校教育課長お一人なのでしょう。一人であれこれ事務をしながら、工事もというのは大変だと思います。そういった意味で、そういう仕事を抱えていながらこういう手続きをするのが少し遅かったか、逃したかな、気付くのが遅かったのではないかと指摘して、答弁はいいのでこれからこういうことがないようにしっかり注意してください。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 難しくて分かりませんから、確認します。皆さんが遅れた理由は、3工区の発注をする時点でずれるのは分かっていますよね。あの時にできなかったのですか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 仮設校舎の延長期間は、その時点ではまだ試算中ということで、9月30日の時点では本体工事の3工区の工期が12月22日と設定されていますのでその時点ではもちろんリースの期間も延びると確認しております。ただ、その後の専決処分や契約変更の手続きを踏むということで9月30日を過ぎて10月に入って専決処分をしておりますので、その後に一番早い議会に出しているということであります。その時点では、リース期間まで変更が出てくことは分かっております。また、以前にもそのへんはお話してあったかと理解しております。以上です。

○議長 宮城清政君 15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 発注する時には、期間はいつまでと決めていますよね。分かっているでしょう。あの時点でどうして延長分ができなかったかです。必ず専決処分をやる必要はなかったわけでしょう。あの時にやろうと思えばできたわけでしょう。議案と同時にです。期間が遅れるのを分かりながらどうして。専決処分の手続きを取るためにと言うのはとおりません。あの時で期間は分かっているのですから。発注した時に、工事期間を打ったわけでしょう。打っているのだから分かっているということです。では、あなた方はただでできると思っていたのですか。なぜ9月に発注する必要があるのですか。そうなるとプレハブも再度契約しなければいけないわけでしょう。もう一度、説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 9月30日時点で3工区の本体工事契約ということで出しており、作業を進める段階で工期は4カ月ということで設定しておりましたので、仮設のリースも当然延びるということで進めておりました。この手続きを9月30日には間に合わなかったということで今回の専決処分の報告であります。

あともう1点ですね。今回、リースと12月以降の約1カ月での取り壊し等もありますので、その取り壊しについて学校との協議で引越しがいつできる、その後の取り壊しがいつできるという最終調整も含めて、工事業者、学校、教育委員会の三者で確認をしています。年内で引越しをして、その後年明け1カ月間で取り壊しができるという最終確認をして仮設校舎の変更契約を交わしているということで出しております。そういうことで、専決処分の手続きが10月に入ったということであります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第13号 専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終わります。